

## 第1 管理計画区設定方針

ニセコ積丹小樽海岸国定公園は、ニセコ山系及びそれに続く雷電海岸の山岳景観と積丹半島海岸やオタモイ、忍路、赤岩の海岸景観から構成され、1市8町2村（小樽市、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、岩内町、共和町、積丹町、古平町、余市町、泊村、神恵内村）に広がる19,009haを有し、山岳と海岸から構成され、昭和38年7月24日に国定公園として指定されている。

また、昭和47年10月16日には積丹・小樽海岸地区に海中公園地区が指定されている。

本公園はニセコ山系と雷電海岸のニセコ地区及び積丹半島からオタモイ、忍路、赤岩の海食崖と積丹岬、神威岬、ビヤノ岬、小樽海岸周辺の海中景観（海中公園）の積丹・小樽海岸地区の2団地から成り立っており、公園区域も広域にわたっている。

このため、本公園を次の2地区に分けて取扱う。

(1) ニセコ地区

(2) 積丹・小樽海岸地区

[図-1(1)、(2) ニセコ積丹小樽海岸国定公園管理指針計画区図参照]

## 第2 ニセコ地区管理計画区

### 1 地域の概要（公園の概況）

ニセコ地区は、ニセコアンヌプリ、イワオヌプリ、ニトヌプリ、チセヌプリ、目国内岳、雷電山、岩内岳などのニセコ連峰を中心とした1,000m級の山岳景観や神仙沼、大谷地などの山地湿原、コックリ湖などの火山性湖沼及び雷電海岸の海食崖の海岸部からなる地域で、5町（蘭越町、ニセコ町、倶知安町、岩内町、共和町）に広がり、その面積は14,981haである。

主な地形・地質はニセコ連峰を中心とした1,000m級の山岳と日本海に面した断崖が連なる海岸で、第三紀層と第三紀噴出の火山岩類を基底として、その上部を広く第四紀火山噴出物が覆っている。

ニセコ連峰の最高峰はニセコアンヌプリ（1,308.17m）で、イワオヌプリには二つの溶岩円頂丘があり、チセヌプリの頂上部にも溶岩円頂丘がある。大湯沼では、学術的に貴重とされている黄色球状硫黄が見られる。

植生は、山麓部はカンバ類やイタヤカエデ、ミズナラ、などの広葉樹が多く、部分的にエゾマツ、トドマツが混成した林相を呈している。中腹部の大半はダケカンバの純林地帯となり、地表はほとんどチシマザサに覆われている。さらに山頂部付近になるとハイマツに混じって各種の高山植物群落が見られる。また、各所に点在する新旧大小の山地湿原、湖沼などには、特有の植物群落が発達している。特に大谷地付近のフサスギナは、日本ではここだけに分布している。

また、この地区では、ヒグマやキタキツネ、ウグイス、ノゴマなどの動物が見られる。利用形態は、ニセコ山系では夏季に登山、キャンプ、ハイキングといった自然探勝や昆布や湯本などの温泉、冬季にスキーを中心とした利用がほとんどで、夏・冬季に集中する二季型であり、雷電海岸では、夏季に海水浴や釣りなどに利用されており、典型的な一季型の現状にある。

ニセコ山系には、ニセコアンヌプリスキー場や比羅夫スキー場などのスキー場が7箇所あり、スキー場や温泉地と一体となった利用が図られている。

雷電海岸においては、山が海岸付近まで迫ってきているため、温泉や海岸の奇岩鑑賞などの利用が主である。

### 2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

- (ア) ニセコアンヌプリ、イワオヌプリ、ニトヌプリ、チセヌプリ、目国内岳、雷電山、岩内岳などの鳥海火山帯に属するニセコ連峰を中心とした1,000m級の山岳景観
- (イ) 神仙沼、大谷地などの山地湿原
- (ウ) コックリ湖などの火山性湖沼
- (エ) 日本海に面した断崖が連なる雷電海岸の海食崖景観

イ 保全対象の保全方針

- (ア) 本地域の優れた自然環境及び風致景観を適切に保護するために、従来からの取扱を勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。
- (イ) 本公園の主要な構成要素である山岳景観及び海食崖景観を保全するための検討を行う。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本公園の特徴として林業及び水産業と深い関わりがあるため、これら産業との調整について検討する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

- (ア) 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路、歩道（登山道）、駐車場などについて、自然環境に配慮した施設整備や利用者の安全対策などを検討する。
- (イ) 利用拠点や周辺の地域及び道路沿いの自然環境との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩や電力、電話線の埋設化などについて検討する。
- (ウ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて検討する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

快適な利用と自然のふれあいを進めるため、自然探勝、登山などの公園利用の推進や無秩序な利用の規制などについて検討する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）」及び「北海道国定公園許可届出事務取扱要領（平成12年3月31日付け自然第1361号）」によるほか、原則として次によるものとする。

ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	形状、色彩については、周辺の自然環境と調和を図るため、次によるものとする。 ① デザイン、色彩等 ア) 屋根の形状 原則として勾配屋根とする。やむを得ず陸屋根となる場合は原則として傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）を付設する。 イ) 屋根の色彩 原則として、こげ茶色、赤錆色、暗緑色、群青色とする。 ウ) 外壁の色彩

	<p>原則として、クリーム色、グレー色、白色、茶色系統、及び自然材料のままの色彩とする。</p> <p>エ) デザイン等</p> <p>外部意匠は、極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたものとする。</p> <p>② 修景緑化</p> <p>建築物の周囲には、できる限り修景のための植栽を行うものとする。</p> <p>③ 高さ、敷地面積、建ぺい率、容積率、後退距離等</p> <p>ア) 雷電地区及び昆布温泉地区にあつては、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例(平成13年3月16日付け北海道告示第418号及び平成13年3月30日付け北海道告示第538号)」による。</p> <p>イ) ニセコひらふ地区における分譲ホテルにあつては、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例(平成24年7月27日付け北海道告示第10728号)」による。</p>
(2) 道路	<p>① 防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。</p> <p>② 防雪柵等の工作物は、極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色とする。</p>
(3) 電力、電話柱等	<p>① 電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。</p> <p>② 利用拠点では可能な限り地下埋設とするよう指導する。</p> <p>③ 電柱の色彩は、原則として灰色又はこげ茶色とする。</p>
(4) その他の工作物	<p>① 色彩は、原則として灰白色系統、又はこげ茶色系統とする。</p> <p>② ニセコひらふ地区における分譲ホテルに付随するその他の工作物の道路からの後退距離については、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例(平成24年7月27日付け北海道告示第10728号)」による。</p>
2 木竹の伐採	<p>利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線においては、環境に与える影響が少ない施業方法となるよう協力を求めるものとする。</p>
3 鉱物又は土石の採取 (1) 鉱物の掘採 (2) 土石の採取	<p>① 原則として、業として行う大規模な鉱物の掘採は、認めない。</p> <p>① 原則として、業として行う大規模な土石の採取は、認めない。</p>
4 水面の埋立	<p>原則として、漁港整備など公共事業及び農林水産業として必要な行為以外は、認めない。</p>
5 広告物	<p>① 基本方針</p>

<p>(1) 指導標・案内版</p>	<p>利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板などの公共的な広告物は地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとなるよう指導し、公園全体で案内板等のデザインの統一を図る。</p> <p>② 設置場所 利用上の効果を考えて、適切な設置個所を検討するとともに展望や風致に支障がないよう配慮する。</p> <p>③ 色彩及び材料 色彩は、原則として白、黒、こげ茶色を基調とする。 ただし、シンボルマークなどの部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色であっても認める。 また、材料は、極力木材等の自然材料を用いるよう指導する。</p>
<p>(2) 営業用広告物</p>	<p>① 基本方針 公園利用者に不快感や過度の印象を与えることのないようにするとともに、利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮する。</p> <p>② 設置場所 現に営業を行っている敷地以外には設置を認めないが施設が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。 また、多数設置される箇所においては、集合看板とする。</p> <p>③ 色彩及び材料 色彩は、原則として白、黒、こげ茶色を基調とする。 ただし、シンボルマークなどの部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色であっても認める。 また、材料は、極力木材等の自然材料を用いるよう指導する。</p>
<p>(3) 行商用広告物等</p>	<p>蘭越町・共和町内ニセコ連峰地区において行われる地域の行事で一時的に設ける広告物等にあつては、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別内域内における行為の許可基準の特例（平成13年3月16日付け北海道告示第418号）」による。</p>
<p>6 指定区域での車馬の使用等</p>	<p>白樺山・シャクナゲ岳地区において平成6年9月20日（車馬等の使用等の規制地域指定日）以前から継続かつ反復して行われているものについては、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別内域内における行為の許可基準の特例（平成13年3月16日付け北海道告示第418号）」による。</p>

イ 普通地域

行為の種類	取 扱 方 針
<p>1 工作物（建築物）</p>	<p>公園内の普通地域における建築物の新築、改築、増築に当たっては、周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として</p>

	建築物の高さは、周囲の樹木の高さを考慮して、最高15mとする。
--	---------------------------------

(2) 公園事業

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領」（平成12年3月31日付け自然第1362号環境生活部長通知）によるほか、次によるものとする。

ア 集団施設地区

地 区	計画の種類	取 扱 方 針
湯本温泉	1 宿舎	<p>① 基本方針</p> <p>本公園の拠点として、周辺の風致景観や自然環境の保護に配慮しながら、多様な利用者のニーズに対応できるように保養型、滞在型の施設とし充実を図るよう指導する。また、宿舎の新築、改築、増築に当たっては、収容力に見合った駐車スペースを確保するよう指導する。</p> <p>施設の整備に当たっては、集団施設地区全体の利用状況を踏まえながら、関係機関との調整を図ることとし、次により取り扱う。(図-2 湯本温泉集団施設地区区域図参照)</p> <p>② 建築物の高さ</p> <p>ア A地区においては、20m以下とする。</p> <p>イ B地区においては、16m以下とする。</p> <p>ウ C地区においては、13m以下とする。</p> <p>③ デザイン、色彩等</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(1).①と同様とする。</p> <p>④ 建ぺい率</p> <p>50%以下とする。</p> <p>⑤ 壁面後退</p> <p>建築物の水平投影外周線は、次のとおりとする。</p> <p>ア 公園事業たる道路その他、主として公園利用に供される道路の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れているものとする。</p> <p>イ 敷地境界線から5m以上離れているものとする。</p>
	2 園地	<p>公園利用者の散策、ピクニック、デイキャンプ、風景観賞、自然観察など自然との積極的なふれあいを図るための地区であり、付帯施設と一体的な利用が図られるよう効果的な整備を進めるとともに周辺の自然環境との調和に配慮しながら、法面保護や植生の保全などを実施し、安全で快適な利用施設づくりを進める。</p> <p>整備に当たっては地区全体の利用動向を踏まえながら関係機関と調整を図る。付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>

3	野営場	大湯沼を中心とした自然探勝やニセコ連峰への登山基地として、フリーテントサイト、駐車場、公衆トイレ、炊事棟などが整備されている。今後は、老朽化した施設の改良を中心に、蘭越町が実施している園地整備との調整を図りながら、利用者ニーズに適した整備を行う。付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
4	運動場	夏季の滞在型利用の推進を図るために、利用状況に応じて宿舎周辺に屋外テニスコートなどを整備する。付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
5	スキー場	① 基本原則 すぐれた自然環境と調和したスキー場とする。 夏山登山などの利用に対する風致上の支障を少なくする。スキー場利用者の安全を確保する。 ② 整備方針 スキー場の整備については、利用者に危険のない範囲にて行い、優れた森林、沢筋、湿地等は可能な限り保存するよう努める。 また、スキー場事業者及び関係機関は、遭難防止などの安全対策に万全を期する。 なお、スキー場内における施設の整備については、稜線を分断しないなど、特に景観の維持に努める。 ③ 付帯施設等 第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
6	駐車場	通過型の利用者のために、利用動向を踏まえながら、自然探勝、登山、スキーなどに対応した駐車場を整備する 付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。

イ 単独施設

計画の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全路線	車道の整備改良に当たっては、風致景観の維持を図るため、出来る限り現在の道路敷地内にとどめるよう努め、自然環境を損なわないよう配慮する。特に、自然林内を通る部分の改良等に当たっては極力、立木の伐採などが生じないように努め、未開通部分の車道整備に当たっては、出来る限り大規模な土地の改変を避け、トンネル、橋梁を主体として自然環境の保全に留意する。

	<p>法面工事の施工に当たっては、既存の植生に配慮しながら緑化するなどし、自然公園にふさわしい道路となるよう整備に努める。</p> <p>また、擁壁、トンネルの開口部などに、必要に応じて自然石又は自然石を模した材料などの使用を検討することや道路の防護柵や街路灯などのデザインや色彩への配慮とともに、トンネル、覆道などに付帯する建築物も陸屋根を避けるなど周辺の自然環境との調和を図る。</p> <p>付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。</p>
倶知安ニセコ線	<p>本線は、湯本温泉集団施設地区から五色温泉を経て倶知安町字花園に至る道路で、五色温泉園地のお花畑、イワオヌプリ、ニセコアンヌプリなどの利用者のアプローチ道路である。現在、計画されている線形改良などの道路改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、お花畑の周辺の自然環境に配慮する。</p>
岩内ニセコ線	<p>本線は、共和町字老古美から共和町字前田及びニセコ町字ニセコに至る道路で、湯本温泉集団施設地区を中心にして大谷地、神仙沼、チセヌプリ、昆布温泉などを結びニセコ連峰を横切る針広混合林の眺望が素晴らしい、通称ニセコパノラマラインと呼ばれる山岳道路である。今後の道路改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、周辺の自然環境に配慮する。</p>
雷電海岸線	<p>本線は、岩内町当別川口から蘭越町セバチ鼻に至る道路で、雷電海岸を通過する主要道路であり、札幌、小樽方面から檜山、函館方面を結ぶ日本海岸線の道路となっているため、交通安全確保のための施設整備に努める。</p> <p>今後の道路改良に当たっては、周辺の自然環境や海食崖景観などに配慮する。</p>
朝日温泉線	<p>本線は、雷電温泉から朝日温泉に至る山間部の道路で、大部分が未舗装である。今後の道路改良に当たっては、舗装の早期整備に努めるとともに、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p>
ワイス連絡線	<p>本線は、倶知安町字花園からワイスホルンスキー場及び宿舎に至る道路である。今後の道路改良に当たっては、周辺の自然環境や風致の維持に配</p>

		慮する。
	昆布連絡線	本線は、蘭越町字湯里から岩内ニセコ線に合流する連絡道路で、神仙沼、大谷地、チセヌプリなどへの利用道路である。今後の道路改良に当たっては、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。
	岩内蘭越線	本線は、岩内ニセコ線から分岐し、新見峠を経て新見温泉に至る山岳道路である。今後の道路改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努める。
	アンヌプリ南麓連絡線	本線は、岩内ニセコ線から分岐し、ニセコアンヌプリ南麓の宿舎、スキー場などに至る連絡道路である。今後の道路改良は必要最小限度とし、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。
	モイワ連絡線	本線は、岩内ニセコ線の昆布温泉から分岐し、モイワスキー場に至る樹林帯を通過する連絡道路である。今後の道路改良は必要最小限度とし、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。
	成田温泉線	本線は、岩内ニセコ線から分岐し、薬師温泉を経て蘭越町字湯里に至る樹林帯を通過する道路で、大部分が未舗装である。今後の道路改良に当たっては、舗装の早期整備を図るとともに、極力、立木の伐採が生じないように努め、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。
	比羅夫連絡線	本線は、国道5号線から分岐し、比羅夫地区の宿舎、スキー場、駐車場などに至る唯一の連絡通路である。今後の道路改良に当たっては、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。
2 道路 (歩道)	全線	付帯施設等の取扱いについては、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	ニセコアンヌプリ登山線	本線は、倶知安町字比羅夫、字花園、ニセコアンヌプリ南麓及び五色温泉などからニセコアンヌプリへの登山道である。この歩道は計画路線であるが、将来の整備に当たっては、利用動向を踏まえながら実施する。なお、整備に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る。
	ニセコ縦断線	本線は、蘭越町北尾別から雷電岬、雷電山、目

		国内岳、白樺山、チセヌプリ、ニトヌプリ、イワオヌプリを経て五色温泉に至る登山道である。この歩道は計画路線であるが、整備に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る。
	湿原周回線	本線は、ニセコ縦断線から分岐し、長沼、神仙沼、大谷地及び大沼などの、ニセコ地区の代表的な湖沼、湿原をめぐる歩道である。この歩道は計画路線であるが、将来の整備に当たっては、湿原植生を保護するために、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る
	チセヌプリ登山線	本線は、湯本温泉からニセコ横断線に合流する連絡歩道である。この歩道は計画路線であるが、将来の整備に当たっては、湯本温泉地区の整備による、今後の利用動向を踏まえながら実施する。なお、整備に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る。
	岩内岳登山線	本線は、岩内町筍山から岩内岳を経てニセコ横断線に合流する歩道である。この歩道は計画路線であるが、将来の整備に当たっては、今後の利用動向を踏まえながら実施する。なお、整備に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る。
	朝日温泉コックリ湖線	本線は、朝日温泉から雷電峠を経てニセコ縦断線と交差し、コックリ湖を通り蘭越町志根津川に至る歩道である。ダケカンバなどの原生林に囲まれ、神秘的なコックリ湖の自然環境に配慮し、歩道の整備に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるものとし、関係機関と調整を図る。
3 宿舎	全地区	ニセコ山系におけるスキー場及び夏季の自然探勝、登山、温泉浴などを中心とした宿舎と、雷電海岸の海食崖景観、水遊び、温泉浴などを中心とした宿舎がある。今後は、周辺の風致景観や自然環境の保護に配慮しながら、多様な利用者のニーズに対応できるように保養型、滞在型公園利用の施設としても整備する。 また、宿舎の新築、改築、増築に当たっては、

	<p>収容力に見合った駐車スペースを確保するよう指導し、付帯施設についても、その必要性を検討のうえ、各宿舎の利用形態に応じた必要最小限の施設にとどめる。</p> <p>なお、デザイン、色彩等については、前記第2.3.(1).ア.1.(1).①と同様とする。</p>
比羅夫	<p>当該宿舎は、スキー場利用者の利用拠点である。施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、22m以内とする</li> <li>・公園事業道路等からの後退距離は、路肩から10m以上とする。</li> </ul>
ニセコアンヌプリ南麓	<p>当該宿舎は、夏季は登山、自然探勝、温泉浴等の、冬季はスキー場利用者の利用拠点となっており、また、当地区には良好な自然環境が多く残っている。施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さ 本屋 15m以内とする。 塔屋 18m以内とする。</li> </ul>
昆布温泉	<p>当該宿舎は、ニセコ町方面よりニセコ山系への利用拠点として渓谷沿いに発達した温泉街で、周辺には、探勝歩道、駐車場などが整備されており、また、当地区には良好な自然環境が多く残っている。</p> <p>施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物の高さ 本屋 20m以内とする。 塔屋 25m以内とする。</li> <li>②建ぺい率は、50%以下とする。</li> </ul>
ワイスホルン	<p>当該宿舎は、スキー場利用者の利用拠点である。施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、15m以内とする。</li> </ul>
新見温泉	<p>当該宿舎は、渓谷散策を中心とした宿舎で、当地区には良好な自然環境が多く残っている。施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、15m以内とする。</li> </ul>
朝日温泉	<p>雷電海岸より数km山間に入った当該宿舎は、秘湯としても知られ、また、当地区には良好な自然環境が多く残っている。施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、15m以内とする。</li> </ul>
	雷電温泉	<p>当該宿舎は、雷電海岸の海食崖の海岸線を通る国道229号沿いの山側の狭い敷地に開けた温泉地で、雷電海岸の利用拠点として、周辺には、園地、駐車場などが整備されており、また、当地区には良好な自然環境が多く残っている。施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、26m以内とする。</li> </ul>
	五色温泉	<p>当該宿舎は、自然探勝、登山、温泉浴などの利用拠点として、周辺には、園地、野営場が整備されており、また、当地区には良好な自然環境が多く残っていることから、今後も利用者が増加すると考えられる。</p> <p>施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、15m以内とする。</li> </ul>
4 園地	全地区	<p>公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景観賞、自然観察など自然との積極的なふれあいを図るための地区であり、付帯施設と一体的な利用が図られるよう効果的な整備を進めることとし、関係機関と調整を図る。なお、整備に当たっては、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、法面保護や植生の保全などを実施し、安全で快適な利用施設づくりを進める。</p> <p>付帯施設等の取扱いについては、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
	ニセコアンヌプリ南麓	<p>ニセコ町ニセコアンヌプリ南麓地区の園地でニセコアンヌプリ登山などの利用拠点施設として、今後の利用形態を踏まえながら、既存施設の再整備を行う。</p>
	昆布温泉	<p>昆布温泉地区の園地で探勝歩道、駐車場等が整備されている。今後は、利用動向などを踏まえながら、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮して整備を行う。</p>
	ニセコ展望台	<p>倶知安町ニセコ線車道沿いで、羊蹄山や昆布岳を展望できる路傍園地を計画しているが、現在、通年供用に向けての車道改良が進められていることから、今後の利用動向を踏まえながら、自然環境に配慮して整備を行う。</p>
	神仙沼	<p>岩内ニセコ線車道沿いで、神仙沼の自然探勝の</p>

		施設として駐車場、休憩舎、木道などが整備されているが、木道については、一部老朽化している部分があることから、自然環境に配慮しながら、植生保護のための整備を検討する。
	白樺峠	岩内蘭越線車道とニセコ縦貫線歩道の合流地点に、路傍園地として駐車場、公衆トイレが整備されているほか、休憩舎などを計画している。 今後は、利用動向などを踏まえながら、周辺の樹高より高い施設を避けるなど、自然環境に配慮して整備を行う。
	コックリ湖	朝日温泉コックリ湖線歩道の休憩園地として、コックリ湖周辺に、休憩所、公衆トイレなどを計画しており、今後の利用動向などを踏まえながら、コックリ湖の神秘的な自然環境に配慮して整備を行う。
	雷電温泉	雷電温泉を展望できる施設として、園地、探勝歩道、休憩所が整備されているが、施設が老朽化している。今後は、利用動向などを踏まえながら整備を行う。
	五色温泉	五色温泉地区の自然探勝施設として、駐車場、公衆トイレ、散策歩道などが整備されている。今後は、自然環境に配慮しながら、既存施設の再整備を行う。
5 野営場	全地区	海岸線沿いの親水型や林間型の野営場が主であるが、公衆トイレ、炊事棟など、一部の施設が老朽化している。今後は、関係機関との調整を図りながら、快適な利用のための改良整備を進める。 付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	五色温泉	五色温泉地区の自然探勝やニセコ連峰への登山基地として、フリーテントサイト、駐車場、公衆トイレ、炊事棟などが整備されている。今後は、老朽化した施設の改良を中心に、利用者ニーズに適した整備を行う。
6 避難小屋	全地区	ニセコ連峰の1,000m級の山々と大小の湖沼を結ぶ歩道が計画されていることから、山岳地帯の著しい気象の変化による登山者などの一時避難場所として整備する。整備に当たっては、風致景観上支障のない場所を選び、周辺の自然環境と

		<p>なじむよう使用材料について検討する。</p> <p>なお建築物については、第2.3.(1).ア.1.(1)に準拠して取扱う。</p>
	ニセコアンヌプリ	<p>現在、ニセコアンヌプリ山頂付近に避難小屋があり、登山、春山スキーなどの利用者の一時避難場所として利用されている。今後の整備は、施設の老朽化に伴う建替えとする。</p>
7 運動場	比羅夫 ニセコアンヌプリ 南麓	<p>夏季の滞在型利用の推進を図るために、利用状況に応じて宿舍周辺に屋外テニスコートなどを整備する。</p> <p>付帯施設等の取扱いについては、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
8 スキー場	全地区	<p>スキー場については、自然環境の保全と利用の適正化に充分留意して検討する。</p> <p>なお、建築物については、前記第2.3.(1).ア.1.(1)に準拠して取扱う。</p>
	ニセコ	<p>ニセコ地区最大のスキー場（花園、東山、ニセコアンヌプリ南麓、比羅夫）であるニセコアンヌプリは、「東洋のサンモリッツ」と呼ばれ、日本を代表するスキー場となっていることから、既存施設の増改築については、原則として別添－1「ニセコスキー場取扱方針（昭和55年10月16日付け自然第1396号北海道知事及び生活環境部長通知）」により取扱う。</p>
	藻岩山麓 ワイスホルン 岩内岳	<p>ニセコスキー場以外のスキー場については、次ぎにより取扱う</p> <p>①基本原則</p> <p>すぐれた自然環境と調和したスキー場とする。</p> <p>夏山登山などの利用に対する風致上の支障を少なくする。</p> <p>スキー場利用者の安全を確保する。</p> <p>②スキー場整備方針</p> <p>スキー場の整備については、利用者に危険のない範囲にて行い、優れた森林、沢筋、湿地等は、可能な限り保存するよう努める。</p> <p>また、スキー場事業者及び関係機関は、遭難防止などの安全対策に万全を期する。</p> <p>なお、スキー場内における施設の整備については、稜線を分断しないなど、特に景観の維持に努める。</p>
9 駐車場	比羅夫	<p>通過型の利用者のために、利用動向を踏まえな</p>

	昆布温泉 雷電温泉	がら、自然探勝、登山、スキーなどに対応した駐車場を整備する。付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
10 索動運送 施設	ニセコアンヌプリ 南麓 東山 ヒラフ	既設のニセコスキー場の利用施設及びニセコ連峰、羊蹄山などの展望、散策、休養の施設として、通年利用できる施設とする。運行に当たっては、高山植物の保護対策など、公園利用者に対するの指導を徹底する。 付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。

#### 4 地域の開発、整備に関する事項

この地区の利用施設としては、ニセコアンヌプリ、ワイスホルン、モイワ山、岩内岳の各スキー場及びニセコ山系をめぐる自然探勝歩道や登山道が整備されている。また、五色温泉やニセコアンヌプリ南麓などの各利用拠点には園地や野営場、駐車場、温泉を利用した宿舎等が整備されており、特に湯本温泉はスキー場、宿舎、園地、野営場、及び駐車場等が整備された集団施設地区となっている。また、雷電海岸には、園地が整備されている。

利用の時期は冬季のスキーに集中する傾向が見られ、その他の期間は日帰りや通過型の利用が多くなっていることから、今後は、良好な自然環境を生かした国定公園にふさわしい各種利用施設の整備や改良を図るとともに、ガイドマップを使った利用者に対する各施設や自然に関する情報等の提供及び各種イベントの活用などにより、通年・滞在型の利用を検討する必要がある

#### 5 利用者の指導等に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

公園利用者が自然環境を理解するために、各種団体や関係機関が協力しながら、専門の講師による自然観察会、探鳥会、磯の生物観察会等の行事が定期的で開催されるよう努める。

また、観光協会、公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関する資料の作成配布や自然解説、自然教育活動等を行うこととする。

##### (2) 利用の規制

###### ア スノーモビル等車馬の乗り入れ規制

公園内における一般車両等車馬の乗り入れ規制区域の周知のために、標識類を設置し、あわせて、関係機関の協力を得ながら規制の徹底を図る。

###### イ 野営の規制

駐車場と野営場の適切な管理を図る。また、路上駐車や野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

###### ウ 植生保護のための利用指導

ニセコ山系の歩道における貴重な水性、湿原性及び高山性植物が生育しているところについては、歩道以外の立ち入りを行わないよう指導する。

###### エ 静穏な環境等の維持

自然公園にふさわしい静かな環境の維持に努める。特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送は行わないよう指導するものとする。

##### (3) 利用者の安全対策

危険が予想される場合は、既存防護柵の点検、新たな防護柵や注意看板の設置を行い、利用者の安全確保に努める。

## 6 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

本公園の美化清掃は、各公園利用施設や各事業施設については、それぞれの設置管理者が実施しており、公共的施設については、地元市町村が主体となって実施している。

今後、余暇活動のフィールドとして、利用者の増加が考えられることから、美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう、地域住民と関係機関が一体となって、一斉清掃や清掃登山会等を行い、計画的な美化清掃に取り組む。

また、ゴミ・空き缶等の投げ捨て防止や産業廃棄物などの不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求める。

### (2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に生育する樹木と同種の樹木による修景植栽の実施を基本とし、周囲の森林植生と調和させるよう事業者を指導する。

道路などの法面については、早期緑化を図るために、一般的に使用されている草木種を認めるが、この場合でも現地の植生状況を踏まえ、先駆種を選定、播種し、在来植生への移行を促進させる。また、草木種の播種のほか、当該地に生育する樹木の植栽についても検討する。

## 7 その他

### (1) 関係各種団体の指導育成

本公園は、自然保護教育活動や自然観察会等を行う場所として最適の自然環境にあることから、地域の各種団体や自然保護団体が開催する自然観察会などの行事に対し、地元町や支庁等を主体として、各関係機関が積極的に協力を行う。

また、探勝歩道や登山歩道については、解説板などの施設の充実を図り、また、関係機関の協力のもとに、セルフガイド用のパンフレットの作成を進める。

### (2) 公園区域周辺の開発計画

公園区域の隣接地などにおける開発計画が公園の風致景観に支障を及ぼすおそれがあり、周辺の景観保全にも問題がある場合には、都市計画法や森林法、北海道自然環境等保全条例など、関係する規制制度と調整を図るなどして景観の保全に努めるほか、地元自治体による景観保全条例や指導要綱等により、一定の対策を検討する。

## 第3 積丹・小樽海岸地区管理計画区

### 1 地域の概要

#### (公園の概況)

積丹・小樽海岸地区は、積丹半島からオタモイ、忍路、赤岩の海食崖とローソク岩などの奇岩及び積丹岬、神威岬、ビヤノ岬、小樽海岸周辺の海中景観（海中公園）からなる地域であり、1市3町2村（小樽市、積丹町、古平町、余市町、泊村、神恵内村）にまたがり、その面積は4,028haである。

本地区は、積丹岳、余別岳などの積丹半島の火山群の山裾が直接日本海の荒波に洗われてつくられた安山岩、集塊岩質の海食崖が主要景観となっており、海岸線の延長は約130kmにおよぶ。そのうち海面から100m以上の高さをもつ断崖は、延べ35kmにおよび、随所に奇岩、怪石類、岩礁、滝などが見られる。なお、海岸沿いの内陸部の一部には海岸段丘の発達もみられる。

植生は、海岸に沿う断崖は殆ど裸地となっており、その他、やや緩傾斜の部分はイタヤカエデを主とし、カンバ類、ミズナラ、カシワ、エゾニワトコなどの広葉樹林が多く、部分的にサ

サ類を主体とした草原がある。また、海浜にはハマナス、ハマエンドウ、エゾノハマアカザ、ハマハコベ、コハマギク、エゾスカシユリなどがあり、特にこの地域にちなんだものとしてオショロソウの名で知られるバシクルモンをあげることができる。

また、この地区では、ヒグマやキタキツネのほかヒバリ、ノゴマ、ウミアイサ、ウミウなどの草原性及び海洋性の鳥が見られる。

利用形態は、夏季にハイキング、キャンプといった自然探勝や海水浴、釣りなどに利用されており、典型的な一季型の現状にあり、日帰り、通過型利用がその大部分を占めている。

#### (海中公園)

ニセコ積丹小樽海岸国定公園の積丹半島と小樽海岸には、北海道で唯一の海中公園地区がある。

積丹半島海中公園地区は、積丹半島から日本海に突出したビヤノ岬、積丹岬、神威岬の各周辺海域に位置する。

海域は、亜寒帯と温帯の接点に位置し、緯度が高いにもかかわらず、対馬暖流の影響を受けるため、温帯性の生物相と亜寒帯性の海藻を主体とした生物相が混在する海中景観となっており、褐藻類が海藻林を形成し、ところどころにスガモが草原状の群落をなしている。

動物については、岩礁に、石さんご類のムツサンゴが着生しているなど、各種の無脊椎動物がよく観察でき、これにウミタナゴなどの磯魚が動的な景観をそえている。

小樽海岸海中公園地区は、オタモイで断層により分けられ、これより西は、新第三紀鮮新世の安山岩質集塊岩からなる海食崖の発達が著しく、これより東では変朽安山岩からなる景観となっている。

海域は、温帯、亜寒帯に属する海藻の景観が主体となっている。

動物については、ホンダワラ類の褐藻類を主体として、所々に草原状のスガモ群落、紅藻類が美しい海中景観をなし、これらの海藻群落の間にムツサンゴをはじめとして、イソギンチャク類、巻貝類、ホヤ類などの無脊椎動物が豊富である。

## 2 管理の基本的方針

### (1) 保護に関する方針

#### ア 風致景観の特性及び保全対象

積丹半島の火山群の山裾が直接日本海の荒波に洗われてつくられた海食崖景観

#### イ 保全対象の保全方針

- ・ 本地域の優れた自然環境及び風致景観を適切に保護するために、従来からの取扱を勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。
- ・ 本地域の主要な構成要素である海食崖景観を保全するための検討を行う。

### (2) 利用に関する方針

#### ア 利用の特性及び利用方針

本公園の特徴として水産業と深い関わりがあるため、この産業との調整について検討する。

#### イ 利用施設の整備及び管理方針

- ・ 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路、歩道（登山道）、駐車場などについて、自然環境に配慮した施設整備や利用者の安全対策などを検討する。
- ・ 利用拠点や周辺の地域及び道路沿いの自然環境との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩や電力、電話線の埋設化などについて検討する。
- ・ 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて検討する。

#### ウ 利用の指導及び利用規制方針

快適な利用と自然のふれあいを進めるため、自然探勝、登山などの公園利用の推進や無秩序な利用の規制などについて検討する。

### 3 風致景観の管理に関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）」及び「北海道国定公園許可届出事務取扱要領（平成12年3月31日付け自然第1361号）」によるほか、原則として次によるものとする。

#### ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
<p>1 工作物</p> <p>(1) 建築物</p> <p>(2) 道路</p> <p>(3) 電力、電話柱等</p> <p>(4) その他の工作物</p>	<p>形状、色彩については、周辺の自然環境と調和を図るため次のとおり取り扱うこととする。なお、日本海および海蝕崖の展望に著しい支障となる建築物は認めない。</p> <p>① デザイン、色彩等</p> <p>ア) 屋根の形状 第2.3.(1).ア.1.(1).③.ア)と同様とする。</p> <p>イ) 屋根の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).③.イ)と同様とする。</p> <p>ウ) 外壁の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).③.ウ)と同様とする。</p> <p>エ) デザイン等 第2.3.(1).ア.1.(1).③.エ)と同様とする。</p> <p>② 修景緑化 第2.3.(1).ア.1.(1).④と同様とする。</p> <p>③ 規模 祝津集団施設地区、ワッカケ岬地区、沖町地区、歌棄地区、群来地区、厚苫地区、野塚地区、西河内区、来岸地区、神岬地区、川白オネナイ地区、盃温泉地区にあつては、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別内域内における行為の許可基準の特例（平成13年3月16日付け北海道告示第418号）」による。</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(3)と同様とする。</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(4)と同様とする。</p>
<p>2 木材の伐採</p>	<p>第2.3.(1).ア.2と同様とする。</p>
<p>3 鉱物又は土</p>	

石の採取 (1) 鉱物の掘採 (2) 土石の採取	第2.3.(1).ア.3.(1)と同様とする。 第2.3.(1).ア.3.(2)と同様とする。
4 水面の埋立	第2.3.(1).ア.4と同様とする。
5 広告物 (1) 指導標・案内板 (2) 営業用広告物	第2.3.(1).ア.5.(1)と同様とする。 第2.3.(1).ア.5.(2)と同様とする。

イ 普通地域

行為の種類	取扱方針
・工作物 (建築物)	第2.3.(1).イと同様とする。

(2) 公園事業

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領」(平成12年3月31日付け自然第1362号環境生活部長通知)によるほか、次の取扱方針によるものとする。

ア 集団施設地区

地区	計画の種類	取扱方針
祝津	1 宿舎	<p>① 基本方針 海食崖景観、水遊び及び釣りなどを中心とした宿舎がある。今後は、周辺の風致景観や自然環境の保護に配慮しながら、多様な利用者のニーズに対応できるように保養型、滞在型公園利用の施設としても整備する。 宿舎の新築、改築、増築に当たっては、収容力に見合った駐車スペースを確保するよう指導する。 施設の整備に当たっては、集団施設地区全体の利用状況を踏まえながら、関係機関との調整を図ることとし、次により取り扱う。</p> <p>② 建築物の高さ等 ア 建築物の高さは、15m以下とする。 イ 建築物壁面と道道の歩道敷との後退距離は2mとする。</p> <p>③ デザイン、色彩等 第2.3.(1).ア.1.(1).①と同様とする。</p>

		また、屋根の形状は、原則として切妻とする。
2	園地	<p>公園利用者の散策、ピクニック、デイキャンプ、風景観賞、自然観察など自然との積極的なふれあいを図るための地区であり、付帯施設と一体的な利用が図られるよう効果的な整備を進めるとともに周辺の自然環境との調和に配慮しながら、法面保護や植生の保全などを実施し、安全で快適な利用施設づくりを進める。</p> <p>なお、今後の整備については、水遊びと歴史的文化施設の利用を目的とした園地が計画されていることから、地区全体の利用動向を踏まえながら関係機関と調整を図る。また、付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
3	水族館	<p>祝津集団施設地区の中部整備計画区に整備されている本公園で唯一の水族館である。</p> <p>今後の整備については、既存施設の改良を中心とする。また、付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>

イ 単独施設

計画の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全路線	<p>車道の整備改良に当たっては、風致景観の維持を図るため、出来る限り現在の道路敷地内にとどめるよう努め、自然環境を損なわないよう配慮する。特に、自然林内を通る部分の改良等に当たっては極力、立木の伐採などが生じないように努め、未開通部分の車道整備に当たっては、出来る限り大規模な土地の改変を避け、トンネル、橋梁を主体として自然環境の保全に留意する。</p> <p>法面工事の施工に当たっては、既存の植生に配慮しながら緑化するなどし、自然公園にふさわしい道路となるよう整備に努める。</p> <p>また、擁壁、トンネルの開口部などに、必要に応じて自然石又は自然石を模した材料などの使用を検討することや道路の防護柵や街路灯などのデザインや色彩への配慮とともに、トンネル、覆道などに付帯する建築物も陸屋根を避けるなど周辺の自然環境との調和を図る。</p> <p>付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。</p>
	積丹縦貫線	本線は、札幌方面から小樽海岸、積丹半島に至

		る日本海側を通過する道路で、日本海を背景として切り立った海食崖、大小の奇岩、岩礁が連なり、雷電海岸線道路とともに日本海追分ソーランラインと呼ばれ、海岸部の公園への主要道路となっており、交通安全確保のための施設整備に努めるほか、道路改良に当たっては、周辺の自然環境や海食崖景観などに考慮する。なお、現在進めている道路改良工事に伴い海食崖や大小の奇岩が眺望出来なくなることから、廃道敷の取扱について、関係機関との調整を図る。
	盃温泉連絡線	本線は、積丹縦貫線から分岐し、盃地区の宿舎、園地、野営場などに至る唯一の連絡道路で、一部が未舗装である。今後の道路改良に当たっては、舗装の早期整備を図るとともに、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。
	積丹岬連絡線	本線は、積丹岬園地などに至る唯一の連絡道路である。今後の道路改良に当たっては、周辺の自然環境や海食崖景観などに配慮する。
	祝津連絡線	本線は、祝津集団施設地区に至る連絡道路である。今後の道路改良に当たっては、現在の道路敷地内にとどめる。
	神威岬線	本線は、積丹縦貫線から分岐し、神威岬園地に至る唯一の道路である。神威岬は優れた海食崖景観を眺望でき、利用者が大変多いことから、今後は、利用者の安全確保に努める。
2 道路 (歩道)	西ノ河原線	本線は、神恵内村シシャモナイから西ノ河原に至る歩道である。この歩道は計画路線であるが、将来の整備に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る。また、付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	積丹岬線	本線は、積丹町大字幌武意町から積丹岬に至る海食崖上の歩道である。今後の改良及び新設に当たっては、利用者の安全を確保し、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る。
	ビヤノ岬連絡線	本線は、積丹町茶津からビヤノ岬に至る積丹海岸と海中公園の展望を中心とした歩道である。こ

		<p>の歩道は計画路線であるが、将来の整備に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る。</p>
	シリパ岬線	<p>本線は、余市町港町からシリパ岬を経て余市町白岩町に至る積丹半島の眺望を中心とした歩道である。この歩道は計画路線であるが、将来の整備に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る。</p>
	赤岩オモタイ線	<p>本線は、祝津集団施設地区から赤岩、オタモイを経て余市町白岩町に至る小樽海岸の眺望と自然探勝を中心とした歩道である。今後の改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、自然環境に配慮しながら、関係機関と調整を図る。</p>
3 宿舎	全地区	<p>夏季の自然探勝、日本海に面した海食崖景観、水遊び、釣り、温泉浴などを中心とした宿舎がある。今後は、周辺の風致景観や自然環境の保護に配慮しながら、多様な利用者のニーズに対応できるように保養型、滞在型公園利用の施設としても整備する。</p> <p>また、宿舎の新築、改築、増築に当たっては、収容力に見合った駐車スペースを確保するよう指導し、付帯施設についても、その必要性を検討のうえ、各宿舎の利用形態に応じた必要最小限の施設にとどめる。</p> <p>建築物のデザイン、色彩等については、第2.3.(1).ア.1.(1).③と同様とする。</p>
	忍路湾	<p>当該宿舎は、忍路湾の優れた風景を眺望する利用拠点として計画されており、施設の整備に当たっては、他の地区からの眺望の妨げにならないよう、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、15m以内とする。</li> </ul>
	野塚	<p>当該宿舎は、海岸線を通る国道229号沿いの狭い敷地にあり、積丹半島では珍しい砂浜になっている海側には、野営場が整備されている。施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、15m以内とする。</li> </ul>
	盃	<p>当該宿舎は、茂岩川の河口から400m上流ま</p>

		<p>での川沿いの狭い平坦地を開けた温泉地である。施設の整備に当たっては、次により取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さは、平成6年度に泊村で整備した国民宿舎もいわ荘の地盤高を基準として、19m以下とする。</li> </ul>
4 園地	全地区	<p>公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景観賞、自然観察など自然との積極的なふれあいを図るための地区であり、付帯施設と一体的な利用が図られるよう効果的な整備を進める。また、付帯施設等の取扱いについては、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
	オタモイ	<p>赤岩オタモイ線歩道の利用拠点として、駐車場、探勝歩道、公衆トイレが整備されているが、今後の施設の老朽化による整備に当たっては、海食崖景観を展望する園地として、広場、園路等を整備する。</p>
	忍路湾	<p>忍路湾の優れた自然景観を眺望する拠点整備として、半島台地上の路傍園地を計画していることから、他の地区からの眺望に配慮して整備を行う。</p>
	丸山	<p>積丹半島を展望する施設として、公衆トイレ、探勝歩道が整備されている。今後は、自然環境に配慮しながら、老朽化した施設の再整備を行う。</p>
	黄金岬	<p>宝島、ゴメ島などを眺望する施設として、休憩舎、公衆トイレ、園路が整備されているが、施設が老朽化していることから、今後は、既設施設の再整備を行う。</p>
	積丹岬	<p>積丹地区における優れた海食崖景観を展望する施設として、駐車場、公衆トイレなどが整備されている。今後は、既設施設の再整備を行う。</p>
	神威岬	<p>積丹半島の先端にあたる神威岬地区の優れた海食崖景観を眺望する施設として、駐車場、公衆トイレ、展望広場、休憩所、園路が整備されている。今後は、利用動向などを踏まえながら、自然環境に配慮して整備を行う。</p>
	西ノ河原	<p>西積丹海岸における優れた海食崖景観を眺望する施設として、駐車場、公衆トイレなどが整備されている。今後は、利用動向を踏まえながら、西ノ河原線歩道と調整を図り、自然環境に配慮して</p>

		整備を行う。
	盃	盃温泉地区における宿舎、野営場などの利用施設として、水遊びを中心とした施設が整備されている。今後は利用動向などを踏まえながら整備を行う。
	シリバ	シリバ岬一帯の海食崖、岩礁景観を展望する園地として計画していることから、今後の利用動向などを踏まえながら、自然環境に配慮して整備を行う。
	窓岩	積丹岬地区における優れた海食崖景観を眺望する休憩園地として計画していることから、今後の利用動向などを踏まえながら整備を行う。
5 野営場	全地区	海岸線沿いの親水型や林間型の野営場が主であるが、公衆トイレ、炊事棟など、一部の施設が老朽化している。今後は、関係機関との調整を図りながら、快適な利用のための改良整備を進める。 また、付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	積丹岬	積丹岬の拠点野営場として、フリーテントサイト、炊事棟、公衆トイレなどが整備されており、周辺には、自然探勝のための歩道、園地がある。今後は、既存敷地内での改良整備に努める。
	野塚	積丹半島では珍しい砂浜の海岸線沿いの野営場で、駐車場、公衆トイレなどが整備されているが、夏季の利用最盛期には、過剰利用になっている。今後は、老朽化した施設の改良や利用状況にあった施設配置を行う。
	沼前	国道229号線沿いの沼前地区に計画されている野営場であることから、今後の利用動向などを踏まえながら整備を行う。
	盃	盃温泉地区における水遊びを中心とした施設として、フリーテントサイト、駐車場、公衆トイレ炊事棟が整備されている。今後は、既存敷地内での改良整備にとどめる。
6 スキー場	シリバ	スキー場内における施設の整備については、稜線を分断しないなど、自然環境の保全と利用の適正化に充分留意することとし、付帯施設等の取扱

		については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。 また、スキー場事業者及び関係機関は遭難防止などの安全対策に、万全を期するよう指導する。
7 博物展示施設	積丹岬	積丹半島の海中公園を中心として、本国定公園や周辺の自然及び人文などについて展示解説し、広く公園利用者に紹介する施設として整備を図る。整備に当たっては、付近の眺望の妨げにならないようにする。また、付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
8 係留施設	オタモイ 草内	北海道の自然公園で唯一指定されている積丹半島、小樽海岸の海中公園地区における海上探勝の基地として整備する。また、付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。

#### 4 地域の開発、整備に関する事項

この地区の利用施設としては、地区の特徴である海食崖景観や奇岩、岩礁、海中景観を楽しむものが多く、神威岬や積丹岬、シリパ岬、オタモイ、丸山、盃等の園地、野塚や積丹岬、盃等の野営場及び赤岩オタモイ線歩道や積丹岬、シリパ岬等の岬に通じる歩道が整備されている。また、祝津は水族館、園地、宿舍等が整備された集団施設地区となっている。

利用形態としては、利用施設からの自然探勝や車窓、もしくは車道からの風景観賞と、夏季の海水浴や水遊び、キャンプ等である。

以上のとおり、この地区の利用が海を中心としたものであるため、利用の時期が夏季に集中していることから、今後は、良好な自然環境を生かした国定公園にふさわしい各種利用施設の整備や改良を図るとともに、ガイドマップを使った利用者に対する各施設や自然に関する情報等の提供及び鯨御殿などの歴史的文化施設や各種イベントの活用などにより、夏季以外の利用の促進と多様化等を検討する必要がある。

#### 5 利用者の指導等に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

公園利用者が自然環境を理解するために、各種団体や関係機関が協力しながら、専門の講師による自然観察会、探鳥会、磯の生物観察会等の行事が定期的で開催されるよう努める。

また、観光協会、公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関する資料の作成配布や自然解説、自然教育活動等を行うこととする。

##### (2) 利用の規制

###### ア スノーモバイル等車馬の乗り入れ規制

公園内における一般車両等車馬の乗り入れ規制区域の周知のために、標識類を設置し、あわせて、関係機関の協力を得ながら規制の徹底を図る。

###### イ 野営の規制

駐車場と野営場の適切な管理を図る。また、路上駐車や野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

#### ウ 植生保護のための利用指導

ニセコ山系の歩道における貴重な水性、湿原性及び高山性植物が生育しているところについては、歩道以外の立ち入りを行わないよう指導する。

#### エ 静穏な環境等の維持

自然公園にふさわしい静かな環境の維持に努める。特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送は行わないよう指導するものとする。

### (3) 利用者の安全対策

積丹・小樽海岸地区には海食崖上に園地や展望施設、歩道等が整備されている。このため、既存防護柵の点検や注意看板の設置を行い、利用者の安全確保に努める。

## 6 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

本公園の美化清掃は、各公園利用施設や各事業施設については、それぞれの設置管理者が実施しており、公共的施設については、地元市町村が主体となって実施している。

今後、余暇活動のフィールドとして、利用者の増加が考えられることから、美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう、地域住民と関係機関が一体となって、一斉清掃や清掃登山会等を行い、計画的な美化清掃に取り組む。

また、ゴミ・空き缶等の投げ捨て防止や産業廃棄物などの不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求める。

### (2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に生育する樹木と同種の樹木による修景植栽の実施を基本とし、周囲の森林植生と調和させるよう事業者を指導する。

道路などの法面については、早期緑化を図るために、一般的に使用されている草木種を認めるが、この場合でも現地の植生状況を踏まえ、先駆種を選定、播種し、在来植生への移行を促進させる。また、草木種の播種のほか、当該地に生育する樹木の植栽についても検討する。

## 7 その他

### (1) 関係各種団体の指導育成

本公園は、自然保護教育活動や自然観察会等を行う場所として最適の自然環境にあることから、地域の各種団体や自然保護団体が開催する自然観察会などの行事に対し、地元町や支庁等を主体として、各関係機関が積極的に協力をを行う。

また、探勝歩道や登山歩道については、解説板などの施設の充実を図り、また、関係機関の協力のもとに、セルフガイド用のパンフレットの作成を進める。

### (2) 公園区域周辺の開発計画

公園区域の隣接地などにおける開発計画が公園の風致景観に支障を及ぼすおそれがあり、周辺の景観保全にも問題がある場合には、都市計画法や森林法、北海道自然環境等保全条例など、関係する規制制度と調整を図るなどして景観の保全に努めるほか、地元自治体による景観保全条例や指導要綱等により、一定の対策を検討する。